

神奈川県優良工事等表彰要綱実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>略</p> <p>4 要綱第5条関係 要綱第2条第1号及び第2号に係る候補の選定は、別表の区分ごとに工事等成績評定点が高いものから行う。</p> <p>(1) 区分に関わらず同一法人等の複数の工事等が該当する場合は、工事等成績評定点の最高点の工事等のみを対象とする。なお、最高点が同点のときには(4)ア、イにより選定する。(同一法人等一工事等表彰)</p> <p>(2) 別表の区分1から3と区分4から6に該当する工事を施行した法人等が重複した場合、区分4から6のみを対象とする。(若手育成奨励優先)</p> <p>(3) 別表の区分7と区分8に該当する設計若しくは工事監理又は施行した法人等が重複した場合は、区分7を対象とする。</p> <p>(4) 同一区分で複数の工事等が同点のときには、表彰の上限数内で次の順に選定する。</p> <p>ア 工事等成績評定点の小数点第1位までの数値の高いものを選定する。</p> <p>イ アの数値が同点の場合は、契約金額の高いものを選定する。</p> <p>略</p> <p>附則 この要領は、令和2年9月11日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和7年5月26日から施行する。</p>	<p>略</p> <p>4 要綱第5条関係 要綱第2条第1号及び第2号に係る候補の選定は、別表の区分ごとに工事等成績評定点が高いものから行う。この場合、表彰可能最低点に複数の法人等が該当し、表彰の上限数を超えるときには、次の順に選定する。</p> <p>ア 工事等成績評定点の小数点第1位までの数値の高いものを選定する。</p> <p>イ アの数値が同点の場合は、契約金額の高いものを選定する。</p> <p>略</p> <p>附則 この要領は、令和2年9月11日から施行する。</p>

神奈川県優良工事等表彰要綱実施要領 新旧対照表

新				旧					
別表（要綱第2条関係）				別表（要綱第2条関係）					
号	区分	要件	件数 (上限)	号	区分	要件	件数 (上限)		
第1号	1 (県域建設部門)	神奈川県工事等入札参加資格のAランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件	第1号	1 (県域建設部門)	神奈川県工事等入札参加資格のAランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件		
	2 (地域貢献部門)	神奈川県工事等入札参加資格のBランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件		2 (地域貢献部門)	神奈川県工事等入札参加資格のBランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件		
	3 (地元活力部門)	神奈川県工事等入札参加資格のCランク又はDランクに属する若しくはそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件		3 (地元活力部門)	神奈川県工事等入札参加資格のCランク又はDランクに属する若しくはそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事	10件		
	若手育成奨励	4 (県域建設部門)	区分1の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの		1件	若手育成奨励	4 (県域建設部門)	区分1の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの	1件
		5 (地域貢献部門)	区分2の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの		1件		5 (地域貢献部門)	区分2の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの	1件
		6 (地元活力部門)	区分3の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの		1件		6 (地元活力部門)	区分3の要件に該当し、県内に本店を置く法人等が施行した工事で、35歳未満の主任技術者又は監理技術者が従事したもの	1件

神奈川県優良工事等表彰要綱実施要領 新旧対照表

第 2 号	7 (総合部門)	すべての法人等が施行した設計又は工事監理	1件	第 2 号	7 (総合部門)	すべての法人等が施行した設計又は工事監理	1件
	8 (地域部門)	県内に本店を置く法人等が施行した設計又は工事監理	1件		8 (地域部門)	県内に本店を置く法人等が施行した設計又は工事監理	1件
<p>(備考) 区分4から6に係る主任技術者又は監理技術者の年齢は、当該工事の完成年月日時点とする。</p>				<p>(備考1) 区分1から3において、同一法人等の複数の工事が該当する場合は、工事等成績評定点の最高点の工事のみを対象とする。</p> <p>(備考2) 区分1から3と区分4から6に該当する工事又は施行した法人等が重複した場合は、区分4から6のみの対象とする。</p> <p>(備考3) 区分4から6に係る主任技術者又は監理技術者の年齢は、当該工事の完成年月日時点とする。</p> <p>(備考4) 区分7と区分8に該当する設計若しくは工事監理又は施行した法人等が重複した場合は、区分7のみの対象とする。</p>			